

令和6年度外国人材高度化転換支援業務
企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度外国人材高度化転換支援業務

2 委託業務の目的

本県では、技能実習生数の増加が顕著であり、生産年齢人口の減少等による人手不足が深刻化している中、様々な業種で技能実習生が事業を支えている状況が多くみられる。

こうした技能実習生は、技能実習期間終了後、在留資格「特定技能」へ転換することで滞在の継続が可能であるが、一方で、在留資格変更を機に別企業へ転籍も可能であることから、賃金水準の高い首都圏等への流出が懸念されている。

本業務は、技能実習期間中に高度な技術を習得し、かつ引き続き宮城県に在留を希望する技能実習生を受け入れる県内企業を対象に、県内企業への就労を前提とした特定技能への転換を支援するとともに、技能実習生及び特定技能外国人に日本語能力を高める機会を提供し、県内企業への愛着を強く持たせることで、外国人材の継続就労へのモチベーションを向上させ、以って各企業の戦略に沿った外国人材への高度な役割と活躍の場の提供を可能とし、人手不足の解消と人材流出対策に繋げることを目的として実施するものである。

3 本業務の対象

(1) 県内企業

県内企業で、次号に定める技能実習生に対し現に技能実習を実施する企業をいう。

(2) 技能実習生

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を有する者（以下、「技能実習生」という。）をいう。

(3) 特定技能外国人

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格を有する者（以下、「特定技能外国人」という。）をいう。

4 業務内容

(1) 相談窓口の設置等

イ 在留資格転換による継続した雇用の意向がある県内企業に対し、当該企業で就労している技能実習生の就業継続の意思にあわせ、就業環境の整備又は在留資格転換等に係る適切なアドバイスを訪問等により行う。

ロ 県内企業から在留資格転換に係る相談を受けた場合は、適切な状況把握に努め、速やかに就業環境の改善、又は在留資格転換等に係るアドバイスを訪問等により行うこと。

ハ 県内企業が受け入れている技能実習生のうち、特定技能として継続して雇用を行う人

材の在留資格の転換に際して、行政書士を介さず受け入れ企業での在留資格変更許可申請手続きを希望する場合の手続きのサポートを行うこと。

二 相談窓口の対応者は、行政書士、社会保険労務士等の有資格者、または外国人材の就業環境整備及び在留資格転換に精通している者とする。

(2) セミナーの実施

イ 県内企業及び業界団体等を対象としたセミナーを開催する。

ロ 本セミナーは、就業環境の改善や在留資格転換に資する意識醸成を広く推し進めることに加え、育成就労制度に関する法改正の周知を目的とし、対象者、内容、実施時期及び回数について、講義形式に限定することなく効果的な方法で実施することも含め、提案すること。

ハ セミナーの具体的な内容については、各団体等の要望に応じ調整すること。

ニ セミナーの開催及び本事業の周知活動により、多くの特定技能転換希望企業の掘り起こしにつながるような工夫をすること。

ホ セミナーの講師は、行政書士、社会保険労務士等の有資格者、または外国人材の就業環境整備及び在留資格転換に精通している者とする。

(3) 日本語講座の開催

イ 県内企業で受け入れている技能実習生等を対象に日本語教育を実施すること。

ロ 実施にあたっては、県内企業への定着に繋がるような内容等とし、対象の在留資格や就業期間等も含め、実施内容を提案すること。

ハ 県内1か所以上において全5回以上の講座を1コース以上開催すること。

ニ 開催方法は対面講義型のほか、オンライン受講やアーカイブ配信など開催地域以外の技能実習生等も受講できるよう工夫すること。

ホ コースの定員は20人程度とし、受講者の利便性に配慮した会場を選定すること。

へ 1講座あたりの開催時間は1時間半から2時間程度とすること。

(4) ThanksPartyの実施

イ 県内で働いている技能実習生及び特定技能外国人を対象に、県内定着を促進するとともに、他の技能実習生及び特定技能外国人と交流するためのイベントを実施すること。

ハ 外国人材の県内定着を促進するため、県内で長く実習又は就労している外国人材を評価するよう、イベント内容を工夫すること。

ロ 参加人数は300人程度とし、効果的な広報活動を行うことにより、県内に広く募集すること。

ハ 開催にあたっては、仙台市内で1回開催することとし、多くの外国人材が参加できる開催時期、開催場所及び内容等を提案すること。

(5) 外国人材高度化転換支援補助金の周知及び申請支援

県が行う「外国人材高度化転換支援補助金」の周知活動及び申請の支援を行うこと。

(6) 外国人材の県内定着に向けた独自提案

本業務を推進していく上で、県内定着を強く推進していくための手法等について、事業者のネットワークやノウハウを活かした独自の提案をすること。

5 業務報告

(1) 上記4(1)～(6)について、業務報告書を作成すること。

(2) 作成にあたっては、報告対象となる企業名及び各企業の技能実習生数・特定技能外国人数を明示すること。

6 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

7 委託業務の履行場所 宮城県内

8 その他

(1) 上記業務内容の実施にあたっては、他団体等が実施する外国人就職支援に関する業務との連携を図り、効果的に実施するものとする。

(2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。